

## 報告第1号

### 専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年2月21日

北本市長 石津賢治

## 専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

### 1 相 手 方

### 2 事故の概要

平成25年12月20日（金）午後4時頃、北本市朝日3丁目164番地1において、市公用車を後退させたところ、相手方のカーポートに接触し、当該カーポートを損傷させたもの

### 3 損害賠償の額 24,150円

平成26年1月24日

北本市長 石 津 賢 治